

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年7月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号			商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業								
1	島根県知事許可	(般 04)	第2622号	裏辻産業（株）	裏辻 雅教	松江市天神町4 4	許可を受ける全ての建設業	令和7年7月4日
2	島根県知事許可	(般 04)	第9160号	エーオーケーアイHOME	青木 達也	浜田市長浜町9 7 9	許可を受ける全ての建設業	令和7年7月28日
3	島根県知事許可	(般 03)	第9905号	(有) 家具ランドタナカ	田中 道夫	安来市飯島町2 8 9 - 3	許可を受ける全ての建設業	令和7年7月30日
一部廃業								
1	島根県知事許可	(般 05)	第9656号	テクノ化工機（株）	曾利 吉喜	益田市須子町3 - 1	消	令和7年7月8日
2	島根県知事許可	(般 02)	第7814号	(有) エスエー工業	荒木 孝広	出雲市平野町4 7 7 - 1	土、と、管、舗	令和7年7月9日
3	島根県知事許可	(般 05)	第6446号	新日本海ハウス工業（株）	渡邊 善男	出雲市神西沖町7 9 3	建	令和7年7月9日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり
「土」土木工事業，「建」建築工事業，「大」大工工事業，「左」左官工事業，「と」とび・土工工事業，「石」石工事業，「屋」屋根工事業，「電」電気工事業，「管」管工事業，「タ」タイ
ル・れんが・ブロック工事業，「鋼」鋼構造物工事業，「筋」鉄筋工事業，「舗」舗装工事業，「しゅ」しゅんせつ工事業，「板」板金工事業，「ガ」カラス工事業，「塗」塗装工事業，「防」
防水工事業，「内」内装仕上工事業，「機」機械器具設置工事業，「絶」熱絶縁工事業，「通」電気通信工事業，「園」造園工事業，「井」さく井工事業，「具」建具工事業，「水」水道施設工
事業，「消」消防施設工事業，「清」清掃施設工事業，「解」解体工事業